

特定非営利活動法人日本経営倫理士協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本経営倫理士協会という。

英文名はAssociation of Certified Business Ethics Expert JAPANとし、略称をACBEE JAPANとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区麹町4丁目5番4号 桜井ビル3階に置く。この法人に、次の役員を置く。

(目的)

第3条 この法人は、企業および諸組織団体（NPOも含む）、一般市民に対して、経営倫理士資格取得講座に関する事業、経営倫理に関するシンポジウム・セミナースクールの開催及び調査・研究事業、会報発行による普及・啓発事業を行い、受益者の健全な経営倫理の育成と普及、経営倫理活動推進者の育成を目指し、併せて日本の産業、経済の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 経営倫理士資格取得講座事業
 - ① 経営倫理士資格取得講座の開催
 - ② 経営倫理士の資格認定基準の策定、公表及び認定
- (2) 経営倫理に関する研究教育事業
 - ① 経営倫理に関するシンポジウム、セミナー等の開催
 - ② 経営倫理士専門コースの開催